

庄原市雇用維持支援助成金(第2次延長分)のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月から令和3年9月までのいずれか2ヵ月(連続していなくても可)の売上が、それぞれ前年、又は前々年の同月比で30%以上減少した事業者を支援します。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小を余儀なくされながらも、**自ら雇用する者の雇用維持を図り**、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えつつ、事業の縮小や廃業・倒産による解雇者、失業者を出さない努力を行っている事業者が対象です。

詳しい制度内容や、申請書への添付資料などについては、別紙ガイダンスをご確認ください。

● 助成額 ● (上限1,000万円)

- (1) 市内の事業所に勤務する被用者が1人以上いる場合
対象となる被用者数×10万円
- (2) 被用者がいない場合(専従者などがいない場合)
1事業者につき5万円
- (3) 被用者はいないが、専従者給与を支払っている個人事業主、もしくは同居の親族を従業員として雇用している法人の場合(役員としての雇用は除く)
1事業者につき10万円

※被用者とは、市内の事業所で働いている者で、かつ、売上が減少した2か月のうち、早い方の月末において、継続して2か月以上の雇用保険期間がある者です。

1. 対象事業者

- ・市内に事業所を置く個人事業主又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人であること
※事業所：本店(本社)又は本店以外の工場、店舗等も含む
- ・営利を目的として専業で事業を営んでいる個人事業主
- ・前年までの3年のうち、いずれか1年でも確定申告における事業収入の額が120万円以上あること

以下の要件のいずれかに当てはまる場合は、助成の**対象外**となります。

- ・政治団体、宗教上の組織または団体
- ・市税及び労働保険料を滞納している者
- ・暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者や風俗営業を営む者
- ・公共的団体及び公共的団体及び公立学校や公立専修学校
- ・市外で事業を営む(市外に事業所を置く)個人事業主

2. 助成要件

(1) 事業所要件及び減収要件

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和3年3月から令和3年9月まで**のいずれか2ヵ月(連続していなくても可)の売上が、それぞれ前年、又は前々年の同月比で30%以上の減少

※法人の場合は法人全体の事業収入、個人事業主は事業収入及び不動産収入を対象とします。

- ② 申請日時点で3月以上事業を行っており、今後も市内での事業を継続すること
- ③ 市税の滞納がないこと

次ページに続きます

(2) 雇用に関する要件等

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること
- ②申請日時点で労働保険料（雇用保険料及び労災保険料）の滞納がないこと
- ③令和3年3月1日から申請日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により、被用者を解雇していないこと（確認させていただく場合があります）
- ④当該被用者は、今後も引き続き6カ月以上は雇用する者であること
- ⑤対象の被用者は、市内の事業所で週の所定労働時間の2/3以上を勤務しており、減収した2か月のうち、早い方の月末において、自社で継続して2カ月以上の雇用保険期間を有していること
- ⑥市内の事業所に勤務する被用者がいること

3. 申請期間・申請方法等

(1) 申請期間

令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）（消印有効）

(2) 申請方法

郵送申請または窓口申請 ※感染拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。

申請書提出先 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1
庄原市役所 企画振興部 商工観光課 商工振興係 宛

4. その他留意点

- ・申請は、雇用維持支援助成金（第2次延長分）において、法人単位又は事業主単位で一度限りです。
- ・この助成金は、国の月次支援金や県の飲食店等を対象とした給付金などと併給が可能です。
- ・この助成金は、事業所得・不動産所得・雑所得等の課税対象となる場合があります。
詳しくは、最寄りの税務署までお問い合わせください。
- ・不正な受給が発覚した場合は、助成金の一部または全部を返還していただく場合があります。
- ・必要に応じて、対象となる被用者に関する勤務表、労働条件通知書又はタイムカード等の勤務実態がわかる書類の提出を求める場合があります。

申請書の審査・支給決定まで、約1か月程度かかり、その後、振込みを行うこととなります。

■制度や申請に関する問い合わせ先

●庄原市役所

本 庁 商工観光課 商工振興係(庄原市中本町一丁目10-1)	Tel0824-73-1178
西城支所 地域振興室 産業建設係(庄原市西城町大佐737-3)	Tel0824-82-2181
東城支所 産業建設室 産業振興係(庄原市東城町川東1175)	Tel08477-2-5008
口和支所 地域振興室 産業建設係(庄原市口和町向泉942)	Tel0824-87-2113
高野支所 地域振興室 産業建設係(庄原市高野町新市1171-1)	Tel0824-86-2113
比和支所 地域振興室 産業建設係(庄原市比和町比和1119-1)	Tel0824-85-3003
総領支所 地域振興室 産業建設係(庄原市総領町下領家280-1)	Tel0824-88-3065

●市内商工団体

庄原商工会議所(庄原市東本町一丁目2-22)	Tel0824-72-2121
備北商工会(庄原市西城町西城197-3)	Tel0824-82-2904
東城町商工会(庄原市東城町川東1175)	Tel08477-2-0525